

## 仕様書

- 1 件 名 下関市豊浦夢が丘スポーツセンター貯水槽加圧ポンプの修繕
- 2 業務概要 落雷により故障した豊浦夢が丘スポーツセンター貯水槽の加圧給水用ポンプについて、制御不良を是正し施設の安定給水を確保するため、加圧ポンプユニット等を修繕するもの。
- 3 履行場所 下関市豊浦町大字小串10140番地  
下関市豊浦夢が丘スポーツセンター
- 4 履行期限 令和8年3月6日(金)
- 5 実施要領
- (1) 一般事項
- ① 修繕する物品又は設備等の品名・規格・内容等及び数量・単位
- |                         |      |
|-------------------------|------|
| ア 加圧ポンプユニット (KFE50P3.7) | : 1個 |
| イ 取替作業費                 | : 1式 |
| ウ 既設処分費                 | : 1式 |
| エ 水質検査料 (飲用13項目)        | : 1式 |
- ※諸経費を要する場合は、その旨を見積書に記載すること。
- ② 修繕する物品又は設備等の場所  
下関市豊浦夢が丘スポーツセンターの敷地内（建物の北側）
- (2) 特記事項
- ① 「環境に関する配慮事項」については、別記1「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- ② 「下関市暴力団排除条例による措置」については、別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。
- (3) その他
- ① 修繕の実施にあたっては、実施の日時を事前に下関市役所豊浦総合支所地域政策課の担当者と調整の上、決定すること。
- ② 修繕終了後は、貯水槽内の水を一旦排水し、再度満水としたうえでポンプによる揚水を行うこと。その後、ポンプ等の給水設備および給水系統の点検を実施し、異常が無いことを確認した後に、水質検査を行うこと。
- ③ 修繕完了後は遅滞なく、実施前・作業中・実施後の写真を提出し、総合的な報告を行うこと。なお、報告書には「落雷で壊れたものを修繕した」とわかる記載を必ず明記すること。
- ④ 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することができる筆記用具（消せるボールペン等）を使用しないこと。

- ⑤ その他本仕様書について疑義が生じたときは、下関市役所豊浦総合支所地域政策課と協議の上、解決すること。

以上